

三)十六 銀行代理業者名 上原 恒子  
主たる営業所又は事務所の所在地 大分県中津市本郷馬渓町森田六丁目七番地

許可年月日 平成十九年十月一日  
所属銀行の商号 株式会社ゆめり銀行

失効年月日 平成二十六年十一月四日

三)十七 銀行代理業者名 斎藤みね子  
主たる営業所又は事務所の所在地 栃木県大田原市寒井千九十九番地

許可年月日 平成十九年十月一日  
所属銀行の商号 株式会社ゆめり銀行

失効年月日 平成二十六年十一月五日

三)十八 許可番号 關東財務證券(株式) 第七十一年  
銀行代理業者名 根本 かず  
主たる営業所又は事務所の所在地 埼玉県長瀬市大字西園町金子十四番地

許可年月日 平成二十六年十月一日  
所属銀行の商号 株式会社ゆめり銀行

失効年月日 平成二十六年十一月二十八日

三)十九 銀行代理業者名 佐々木喜久惠  
主たる営業所又は事務所の所在地 長野県南佐久郡佐久穂町大字八幡丘四丁目十七番地

許可年月日 平成十九年十月一日  
所属銀行の商号 株式会社ゆめり銀行

失効年月日 平成二十六年十一月二十八日

四)十 銀行代理業者名 後藤 わる  
主たる営業所又は事務所の所在地 山形県酒田市田ヶ沢字泡田潤四十五番地の七  
許可年月日 平成十九年十月一日  
所属銀行の商号 株式会社ゆめり銀行

失効年月日 平成二十六年十一月一日

四)十一 銀行代理業者名 小椋 民子  
主たる営業所又は事務所の所在地 山形県西置賜郡小国町大字寺前七番地七  
許可年月日 平成十九年十月一日  
所属銀行の商号 株式会社ゆめり銀行

失効年月日 平成二十六年十一月一日

四)十二 銀行代理業者名 繁邦 望雄  
主たる営業所又は事務所の所在地 埼玉県飯能市藤井第一地番四十四番地十  
許可年月日 平成十九年十月一日  
所属銀行の商号 株式会社ゆめり銀行

失効年月日 平成二十六年十一月一日

四)十三 許可番号 第八十四号  
介護保険法(平成九年法律第二百一十一号)第四十六条第一項の規定に基づき、指定居宅介護支援に  
要する費用の額の算定に関する基準(平成十一年厚生省令(昭和三十九年)の一部を除くものに依る)  
平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十一日

○厚生労働省告示第八十四号

介護保険法(平成九年法律第二百一十一号)第四十六条第一項の規定に基づき、指定居宅介護支援に  
要する費用の額の算定に関する基準(平成十一年厚生省令(昭和三十九年)の一部を除くものに依る)  
平成二十六年四月一日から適用する。

厚生労働大臣 堀謙 恭久

別表  
指定居宅介護支援給付費単位数表

居宅介護支援費  
(1月につき)  
(1) 居宅介護支援費(1)  
(2) 居宅介護支援費(II)  
(3) 居宅介護支援費(III)

1,042単位

521単位

677単位

313単位  
406単位  
521単位  
677単位

注1 (1)から(3)までについては、利用者に対して指定居宅介護支援(介護保険法(平成9年法律  
第123号。以下「法」という。)第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。)  
を行ひ、かつ月の末日において指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平  
成11年厚生省令第38号。以下「基準」という。)第14条第1項の規定により、同項に規定する  
文書を提出している指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援  
事業者をいう。以下同じ。)について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定す  
る。  
居宅介護支援費(1) 指定居宅介護支援事業所(基準第2条第1項に規定する指定居宅介  
護支援事業所をいう。以下同じ。)において指定居宅介護支援を受ける1月当たりの利用者  
数に、当該指定居宅介護支援事業所が法第115条の23第3項の規定に基づき指定居宅介護予防  
支援事業者(法第38条第1項に規定する指定居宅介護予防支援事業者をいう。)から委託を受け  
て行う指定居宅介護予防支援(同項に規定する指定居宅介護予防支援をいう。)の提供を受ける利用  
者数(基準第3条第26号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する地域に住所を有  
する利用者数を除く。)に2分の1を乗じた数を加えた数を当該指定居宅介護支援事業所の  
介護支援専門員の員数(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平  
成11年厚生省令第37号)第2条第7号に規定する常勤換算方法で算定した員数をいう。以  
下同じ。)で除して得た数(以下「取扱件数」という。)が40未満である場合又は40以上であ  
る場合において、40未満の部分について算定する。

口 居宅介護支援費(II) 取扱件数が40以上である場合において、40以上60未満の部分につい  
て算定する。  
八 居宅介護支援費(II) 取扱件数が40以上である場合において、60以上の部分について算定  
する。

2 別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、運営基準減算として、所定単位数の  
10%の50に相当する単位数を算定する。また、運営基準減算が2月以上継続している場合  
は、所定単位数は算定しない。

3 別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、運営基準減算として、所定単位数の100分の  
15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が指  
定居宅介護支援を行った場合は、特別地域居宅介護支援加算として、所定単位数の100分の  
5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

5 别に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が指  
定居宅介護支援を行った場合は、通常の事業の実施地域(基準第8条第5号に規定する通常の事業の実  
施地域をいう。)を越えて、指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数の100分の5に相  
当する単位数を所定単位数に加算する。

